

国立大学法人大阪大学工事請負等契約細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 国立大学法人大阪大学において発注する工事若しくは製造の請負契約、物品の供給契約又は物品の賃貸借契約については、国立大学法人大阪大学会計規程（以下「規程」という。）その他別の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(契約権限者)

第2条 この細則において「契約権限者」とは、規程第38条第1項に規定する総長及び契約を行う権限を委任された者をいう。

(経理責任者)

第3条 この細則において「経理責任者」とは、規程第7条に規定する経理責任者をいう。

(金銭出納担当者)

第4条 この細則において、「金銭出納担当者」とは、規程第21条に規定する金銭出納担当者をいう。

(入札保証金の納入の明示)

第5条 経理責任者及び契約に関する事務を委任された者（以下「経理責任者等」という。）は、一般競争入札のための公告をするときは、入札保証金の全部を納めさせない場合を除き、当該公告において、当該入札について入札保証金を納入すべきものであること及び当該入札保証金は契約の相手方が契約書の取り交わしをしないときは、国立大学法人大阪大学に帰属するものであることを明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定は、指名競争入札のための公示及び指名通知をする場合に準用する。この場合において、同項中「公告」とあるのは「公告及び指名通知」と「当該公告」とあるのは「当該公示及び当該指名通知書」と読み替えるものとする。

(入札保証金の納入手続き)

第6条 経理責任者等は、一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争における指名者に入札保証金を納入させるときは、大阪府内が支払地である銀行保証小切手を金銭出納担当者に提出するか、又は本学が指定する預金口座に振込させなければならない。

(入札保証金の返還)

第7条 経理責任者等は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）について入札保証金を納入させている場合において、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを返還しな

なければならない。ただし、大阪大学の預金口座へ振込により納入した者に対しては、後日振込により返還するものとする。又、契約の相手方となるべき者に対しては当該競争入札に係る契約書を取り交わした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを返還しなければならない。

（契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の基準等）

第8条 経理責任者等は、国立大学法人大阪大学契約規則（以下「規則」という。）第26条第1項第1号に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者としないものとする。

- 一 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ経理責任者等が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合
- 二 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合
- 三 その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合
- 四 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分の7から10分の9までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で経理責任者等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合

第9条 経理責任者等は、規則第26条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号のいずれかに該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。

- 一 入札に付した工事又は製造その他の請負に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事又は製造その他の請負の入札時の価格より低廉なこと。
- 二 入札に付した工事又は製造その他の請負に充てる資材について、入札者が他の工事又は製造その他の請負に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること。
- 三 入札に付した製造と同種の製造について、他から発注があつて、これらの製造を同時に施行することができること。
- 四 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること。
- 五 入札に付した工事の施行場所又はその近くにおいて同種の工事を施行中又は施行済であつて、当該工事に係る器材を転用することができること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、経理責任者等が認める特別の理由があること。

2 経理責任者等は、前項各号のいずれかに該当することにより入札価格が低廉となったものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

(契約書の作成時期)

第10条 経理責任者等は、契約書を作成する場合において相手方が決定したときは遅滞なく契約書を作成しなければならない。また、その取り交わしについては、競争契約の場合は、契約の相手方として決定した日から7日以内に、随意契約の場合は、直ちに行うものとする。ただし、契約の相手方が遠隔地にある等、特別の事情がある場合は、合理的と認める期間にすることができる。

(契約保証金の納入手続き)

第11条 経理責任者等は、契約の相手方に契約保証金を納入させるときは、次の各号による。

- 一 契約保証金として納入させるものが現金であるときは、契約の相手方に、当該現金を本学指定口座に振込ませること。
- 二 契約保証金として納入させる担保が、銀行又は確実と認める金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結すること。
- 三 契約保証金として納入させる担保が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結すること。

(履行保証保険契約)

第12条 経理責任者等は、契約の相手方が保険会社との間に国立大学法人大阪大学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を提出させるものとする。

(公共工事履行保証証券)

第13条 経理責任者等は、契約の相手方が公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を提出させるものとする。

第2章 工事請負契約

(工事請負契約基準)

第14条 契約権限者は、工事に関する請負契約（以下「工事請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第1号の工事請負契約基準（以下「工事請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部について

これにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

- 2 契約権限者は、特別の事情がある場合には、工事請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

(契約書)

第15条 経理責任者等は、工事請負契約の契約書（以下この章中において「契約書」という。）を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 請負に付する工事の表示
- 二 請負代金額
- 三 各会計年度における請負代金の支払の限度額（国庫債務負担行為に係る契約の場合に限る。）
- 四 各会計年度における請負代金の支払の限度額に対応する各会計年度の出来高予定額（国庫債務負担行為に係る契約の場合に限る。）
- 五 施工場所
- 六 着工時期
- 七 完成期限
- 八 完成通知書の送付先（及び請負代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書が必要な場合は、その送付先）
- 九 請負代金の支払をすべき回数
- 十 前金払をすべき金額及び時期並びに当該前金払をしたものの用途及び当該用途以外の用途に使用禁止の特約（前金払をする場合に限る。）
- 十一 契約保証金の額（契約の相手方が保険会社との間に国立大学法人大阪大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合及び公共工事履行保証証券による保証を付する場合はそのことの表示、又は契約保証金を納入しない場合にあってはその旨の表示）
- 十二 工事の目的物又は工事材料についての火災保険その他の保険の契約に関する事項（保険契約をさせる場合に限る。）
- 十三 工事請負契約基準によるべき旨の表示
- 十四 契約に関する紛争の処理方法
- 十五 契約書記載外事項の処理方法
- 十六 その他工事請負契約に関し必要な事項

(工事費内訳明細書及び工程表)

第16条 経理責任者等は、契約権限者が工事請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から15日以内に、受注者から工事費内訳明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし、経理責任者等が必要と認めない場合は、この限りでない。

(工事既済部分価格内訳書)

第17条 経理責任者等は、工事の既済部分について、契約に基づき部分払をしようとする

るときは、あらかじめ、受注者から工事既済部分価格内訳書を提出させなければならない。

(公共工事の請負代金の前金払の制限)

第18条 経理責任者等は、保証事業会社の保証がある場合においても、請負代金について前金払をすることが特に必要又は国立大学法人大阪大学に有利であると認められる場合の外、前金払をすることができない。

2 経理責任者等は、前項の前金払をしようとするときは、受注者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させなければならない。

(通知書等)

第19条 経理責任者等は、工事請負契約に関して受注者から次の各号に掲げる通知書及び請求書を提出させなければならない。ただし、経理責任者等が必要と認めない場合は、この限りでない。

- 一 完成通知書
- 二 工事請負代金請求書
- 三 工事請負代金部分払金請求書
- 四 工事請負代金前払金請求書

第3章 製造請負契約

(製造請負契約基準)

第20条 契約権限者は、製造に関する請負契約（以下「製造請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第2号の製造請負契約基準（以下「製造請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 契約権限者は、特別の事情がある場合には製造請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

(契約書)

第21条 経理責任者等は、製造請負契約の契約書（以下この章中において「契約書」という。）を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 請負に付する製造の表示
- 二 請負代金額
- 三 製造の引渡場所
- 四 実施場所
- 五 着手時期

- 六 製造完成期限
- 七 製造完成通知書の送付先（及び請負代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書が必要な場合は、その送付先）
- 八 請負代金の支払をすべき回数
- 九 前金払をすべき金額及び時期（前金払をする場合に限る。）
- 十 契約保証金の額（契約の相手方が保険会社との間に国立大学法人大阪大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合はそのことの表示又は契約保証金を納入しない場合にあつては、その旨の表示）
- 十一 製造請負契約基準によるべき旨の表示
- 十二 契約に関する紛争の処理方法
- 十三 契約書記載外事項の処理方法
- 十四 その他製造請負契約に関し必要な事項

（製造費内訳書）

第22条 経理責任者等は、契約権限者が製造請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から15日以内に、製造請負契約の相手方から製造費内訳書を提出させなければならない。ただし、経理責任者等が必要と認めない場合は、この限りでない。

第4章 物品供給契約

（物品供給契約基準）

第23条 契約権限者は、物品の供給に関する契約（以下「物品供給契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第3号の物品供給契約基準（以下「物品供給契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 契約権限者は、特別の事情がある場合には物品供給契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

（契約書）

第24条 経理責任者等は、物品供給契約の契約書（以下この章中において「契約書」という。）を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 供給物品の表示
- 二 代金額
- 三 納入場所
- 四 納入期限
- 五 納品書の送付先（及び代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書が必要な場合は、その送付先）
- 六 代金の支払をすべき回数

- 七 前金払をすべき金額及び時期（前金払をする場合に限る。）
- 八 契約保証金の額（契約保証金を納入しない場合にあつては、その旨の表示）
- 九 契約に関する紛争の処理方法
- 十 物品供給契約基準によるべき旨の表示
- 十一 契約書記載外事項の処理方法
- 十二 その他物品供給契約に関し必要な事項

第5章 賃貸借契約

（賃貸借契約基準）

- 第25条 契約権限者は、物品の賃貸借に関する契約（以下「賃貸借契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別記第4号の賃貸借契約基準（以下「賃貸借契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。
- 2 契約権限者は、特別の事情がある場合には賃貸借契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

（契約書）

- 第26条 経理責任者等は、賃貸借契約の契約書（以下この章中において「契約書」という。）を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 賃貸借物品の表示
 - 二 賃貸借料金額
 - 三 納入場所
 - 四 賃貸借期間
 - 五 納品書の送付先（及び請求書が必要な場合は、その送付先）
 - 六 契約保証金の額（契約保証金を納入しない場合にあつては、その旨の表示）
 - 七 賃貸借契約基準によるべき旨の表示
 - 八 契約書記載外事項の処理方法
 - 九 その他賃貸借契約に関し必要な事項

第6章 雑則

（署名）

- 第27条 この細則により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあつては、署名をもってこれに代えることができる。

（施行上必要な事項の定め）

- 第28条 この細則の施行上必要な事項は、必要に応じて、経理担当理事が定める。

(改廃)

第29条 この細則の改廃は、経理担当理事が行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年9月2日から施行し、平成21年6月2日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成23年7月1日から施行する。

2 この改正の施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成23年12月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年3月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年10月8日から施行する。
- 2 この細則は、この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

- 1 この改正は、令和2年7月28日から施行する。ただし、別記第1号第10、第12及び第60の改正規定の施行日については、令和2年10月1日とする。
- 2 この改正は、この改正の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

この改正は、令和3年6月10日から施行し、令和2年12月25日から適用する。